

I 畜産関係業務

1 畜産物の安定価格等

畜産物の価格安定に関する法律（畜安法）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（暫定措置法）並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（特別措置法）の規定により、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会（13年度の政策価格等諮問時までは畜産振興審議会）に諮問の上、毎年、当該年度の開始前に畜産物の安定価格等を定めて告示することになっている。第1～第4表は農林水産省告示による畜産物の安定価格等の年度別推移を示したものである。

平成27年度における加工原料乳の補給金単価等は表1のとおりであり、脱脂粉乳・バター等向け生乳については、補給金単価が12.90円/kgと前年度から0.10円/kg引き上げられ、限度数量は178万トンと前年度から2万トン減少した。なお、平成28年度においては、補給金単価が12.69円/kgと前年度から0.21円/kg引き下げられ、限度数量は前年同の178万トンとなった。

また、平成28年度のチーズ向け生乳については、補給金単価が15.28円/kgと前年度から0.25円/kg引き下げられ、限度数量は前年同の52万トンとなった。

表1 加工原料乳の補給金単価及び生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度の推移

区分 項目・年度		加工原料乳補給金単価		生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度	
		価格 (円/kg)	前年比 (%)	数量 (千トン)	前年比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	20（当初）	11.55	109.5	1,950	98.5
	20（期中改定）	11.85	112.3	1,950	98.5
	21	11.85	100.0	1,950	100.0
	22	11.85	100.0	1,850	94.9
	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
	27	12.90	100.8	1,780	98.9
	28	12.69	98.4	1,780	100.0
チーズ向け	26	15.41	-	520	-
	27	15.53	100.8	520	100.0
	28	15.28	98.4	520	100.0

平成27年度における指定食肉の安定価格については、豚肉は表2のとおりであり、安定基準価格は、皮はぎ法により整形したものは440円、湯はぎ法により整形したものが410円とともに前年度から15円引き上げられた。安定上位価格についても、皮はぎ法により整形したものが590円、湯はぎ法により整形したものが550円と、ともに前年

度から 20 円引き上げられた。牛肉は表 3 のとおりで、安定基準価格 865 円、安定上位価格 1,125 円と前年度からそれぞれ 15 円、20 円引き上げられた。

なお、平成 28 年度における豚肉の安定基準価格は、皮はぎ法により整形したものは 445 円、湯はぎ法により整形したものが 415 円とともに前年度から 5 円引き上げられた。安定上位価格についても、皮はぎ法により整形したものが 600 円、湯はぎ法により整形したものが 560 円と、ともに前年度から 10 円引き上げられた。牛肉は、安定基準価格 890 円、安定上位価格 1,155 円と、前年度からそれぞれ 25 円、30 円引き上げられた。

表 2 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

区分 年度	皮はぎ法により整形したもの				湯はぎ法により整形したもの			
	安定基準価格		安定上位価格		安定基準価格		安定上位価格	
	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)
20(当初)	380	104.1	515	107.3	355	104.4	480	107.9
20(期中改定)	400	109.6	545	113.5	370	108.8	505	113.5
21	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
22	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
23	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
24	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
25	405	101.3	550	100.9	375	101.4	510	101.0
26	425	104.9	570	103.6	395	105.3	530	103.9
27	440	103.5	590	103.5	410	103.8	550	103.8
28	445	101.1	600	101.7	415	102.5	560	101.8

注 1：指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和 36 年農林省令第 58 号）第 3 条第 1 項第 1 号の豚半丸枝肉である。
2：価格は消費税込みである。

表 3 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

	去勢牛肉（省令規格「B-2」及び「B-3」）			
	安定基準価格 (円/kg)	前年度比 (%)	安定上位価格 (円/kg)	前年度比 (%)
20(当初)	790	101.3	1,025	101.5
20(期中改定)	815	104.5	1,060	105.0
21	815	100.0	1,060	100.0
22	815	100.0	1,060	100.0
23	815	100.0	1,060	100.0
24	815	100.0	1,060	100.0
25	825	101.2	1,070	100.9
26	850	103.0	1,105	103.3
27	865	101.8	1,125	101.8
28	890	102.9	1,155	102.7

注1：指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第2項第1号の牛半丸枝肉である。

2：価格は消費税込みである。

平成27年度における指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は、表4のとおりであり、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種及び肉専用種と乳用種の交雑の品種5区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度から引き上げられた。

また、平成28年度においても、すべての品種の5区分の保証基準価格及び合理化目標価格が引き上げられた。

表4 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格（単位：円／頭）

区分 年度	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種	
	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格
20(当初)	305,000	268,000	281,000	247,000	201,000	142,000
20(期中改定)	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
21	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
22	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
23	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
24	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
25	320,000	273,000	292,000	251,000	209,000	144,000
26	329,000	275,000	300,000	253,000	215,000	145,000
27	332,000	277,000	303,000	255,000	217,000	147,000
28	337,000	280,000	307,000	257,000	220,000	149,000

区分 年度	乳用種		交雑種	
	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格
20(当初)	113,000	83,000	178,000	138,000
20(期中改定)	116,000	83,000	181,000	138,000
21	116,000	83,000	181,000	138,000
22	116,000	83,000	181,000	138,000
23	116,000	83,000	181,000	138,000
24	116,000	83,000	181,000	138,000
25	122,000	86,000	188,000	142,000
26	128,000	87,000	195,000	143,000
27	130,000	88,000	199,000	144,000
28	133,000	90,000	205,000	147,000

注：価格は消費税込みである。

2 指定乳製品の価格動向等と機構の業務

(1) 概況

ア 乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数

飼養戸数は、昭和38年の41万7600戸をピークにその後、毎年減少し、平成28年2月1日現在では前年に比べて4.0%減の1万7000戸となった。近年の戸数減少は、経営者の高齢化と後継者不足等により、中小規模層を中心とした離農が進んでいるためとみられている。

また、飼養頭数は、飼養戸数の減少を反映して前年に比べて1.9%減の134万5000頭となった。

一方、1戸当たり飼養頭数は、飼養戸数が減少する中で、規模拡大傾向にあることから、前年の77.5頭から79.1頭とわずかに増加した。(表5)

表5 乳用牛の飼養戸数・飼養頭数

区分 調査年月日	飼養戸数		飼養頭数		1戸当たりの飼養頭数	
	戸数 (千戸)	前年比 (%)	頭数 (千頭)	前年比 (%)	頭数 (頭)	前年比 (%)
平成26年2月1日	18.6	95.9	1,395	98.0	75.0	102.2
平成27年2月1日	17.7	95.2	1,371	98.3	77.5	103.3
平成28年2月1日	17.0	96.0	1,345	98.1	79.1	102.1

資料：農林水産省「畜産統計」

イ 生乳の需給

平成27年度の生乳生産は、北海道を中心に前年を上回ったことから、全国計で同101.0%となった。

処理内訳を見ると、牛乳需要が堅調に推移したことから、牛乳等向けが同101.1%と前年度をわずかに上回った。(表6)

表6 生乳生産と用途別処理量

(単位：千ト、%)

区分 年度	生乳生産量		処理内訳					
			牛乳等向け		乳製品向け		その他向け	
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比
平成22	7,631	96.8	4,110	97.4	3,451	96.2	70	92.5
平成23	7,534	98.7	4,083	99.3	3,387	98.2	64	90.5
平成24	7,607	101.0	4,011	98.2	3,538	104.5	59	92.0
平成25	7,447	97.9	3,965	98.9	3,426	96.8	57	97.2
平成26	7,331	98.4	3,910	98.6	3,361	98.1	60	104.7
平成27	7,407	101.0	3,953	101.1	3,399	101.1	56	93.4

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

ウ 指定乳製品の生産量

平成27年度のバター及び脱脂粉乳の生産量は、生乳生産量の増加に伴いバターや脱脂粉乳に仕向けられる生乳が増加したこと等から、前年度比107.5%、107.7%と

それぞれ増加した。また、全脂加糖れん乳は同102.7%と前年度をわずかに上回ったが、脱脂加糖れん乳は同96.5%と前年度をやや下回った。(表7)

表7 指定乳製品の生産量

(単位：トン、%)

区分 年度	バター		脱脂粉乳		全脂加糖れん乳		脱脂加糖れん乳	
	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比
平成22	70,119	85.5	148,786	87.4	36,254	96.1	4,614	93.9
平成23	63,071	89.9	134,912	90.7	38,081	105.0	4,941	107.1
平成24	70,118	111.2	141,431	104.8	36,110	94.8	4,561	92.3
平成25	64,302	91.7	128,818	91.1	35,697	98.9	3,907	85.7
平成26	61,652	95.9	120,922	93.9	33,653	94.3	3,914	100.2
平成27	66,295	107.5	130,184	107.7	34,560	102.7	3,778	96.5

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

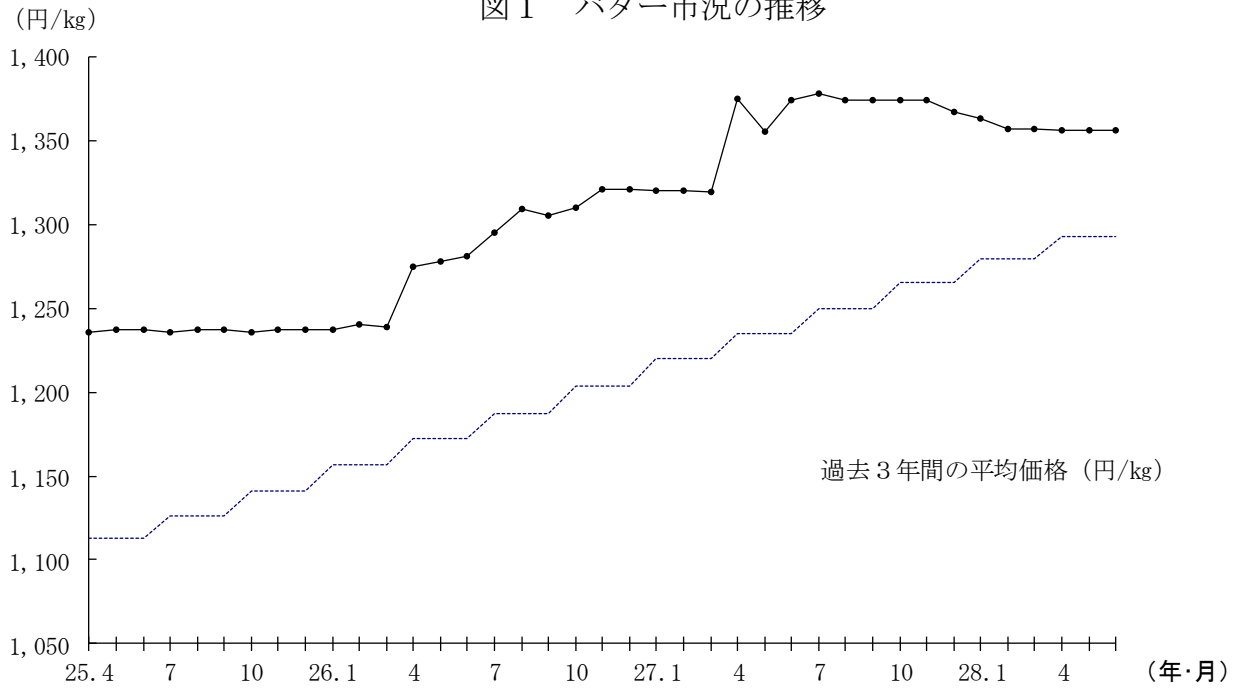
エ 指定乳製品の価格動向

平成27年度のバター及び脱脂粉乳の市況（大口需要者向け価格：農林水産省牛乳乳製品課調べ、以下同じ。）は、加工向け乳価や消費税率の引き上げ等により、年度平均価格では、バターが1,369円（前年度比104.9%）、脱脂粉乳が17,543円（同104.9%）とそれぞれ上昇した。（図1、図2）

機構が法律に基づき輸入する指定乳製品等の需給については、バターや脱脂粉乳に仕向けられる生乳が増加したこと等から、バターや脱脂粉乳の在庫量は増加したが、年末のバター需要期の供給不足が懸念された。

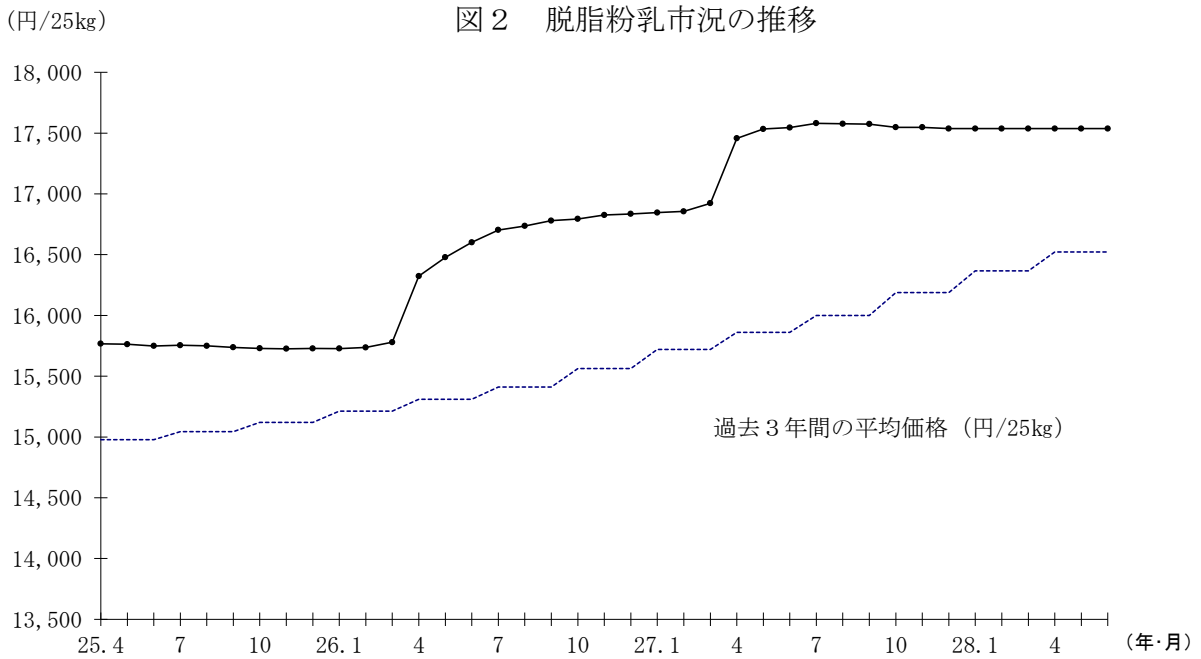
このため、機構では、国際約束を履行するための指定乳製品等の輸入売買業務について、国内需給への影響を勘案しつつ、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ、バターオイル及びデリースプレッドの輸入に加え、農林水産大臣の承認を受け、バター、脱脂粉乳の追加輸入を行った。

図1 バター市況の推移



注：価格は消費税込みである。

図2 脱脂粉乳市況の推移



注：価格は消費税込みである。

(2) 指定乳製品等の輸入及び売渡し

①平成27年度カレントアクセス（バター、脱脂粉乳）

平成27年度カレントアクセス（ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、毎年、一定数量（生乳換算137千トン）の乳製品輸入を国際的に約束したもの）として、脱脂粉乳については、2月に1万トンの輸入入札を実施した。このうち、6,000トンをSBS方式（同時契約による輸入業務委託・売渡入札方式）、4,000トンを一般方式で実施した。また、バターについては、2月に2,800トンの輸入入札を実施し、1,120トンを一般方式、1,680トンをSBS方式とした。なお、SBS方式1,680トンのうち735トンについては、26年末に小売店等で国産バターが品薄となったことから、従来のバラバター（25kg、冷凍）以外として、洋菓子店等で直接利用できる形状（小物：1～5kg、冷凍）での輸入とした。（表8）

一般方式で輸入した脱脂粉乳4,000トン、バター1,120トンについては、国内の需給動向を踏まえ、6月から11月にかけて順次、売渡入札を実施した。（表9）

②平成27年度追加輸入

平成27年度は、26年度末のバターや脱脂粉乳の在庫が前年度比で増加したものの、年末までのバターの安定的な供給を図る観点から、平成27年5月に農林水産大臣の承認を受け、脱脂粉乳5,000トン、バター10,000トンの追加輸入を行った。なお、バター10,000トンのうち、SBS方式の5,600トン（2,000トン）については、洋菓子店等で直接利用できる形状での輸入に加え、柔軟な形状に加工できる改装用での輸入とした。（表8）

一般方式で輸入した脱脂粉乳5,000トン、バター4,400トンについては、国内の需給動向を踏まえ、10月から翌年の3月にかけて順次、売渡入札を実施した。（表9）

③平成27年度カレントアクセス（バター、脱脂粉乳以外）

バター、脱脂粉乳以外のカレントアクセスについては、平成27年2月と6月にホエイ及び調製ホエイのSBS入札を実施し、4,500トンの契約を締結した。また、6月にSBS入札によりデリースプレッド330トン、バターオイル200トンの契約を締結した。（表10、表11、表12）

④平成28年度カレントアクセス前倒し

平成28年度カレントアクセス前倒しについて、平成28年2月に脱脂粉乳2,000トン、バター5,998.1トン、3月にホエイ及び調製ホエイ2,500トンの輸入契約を締結した。なお、バター5,998.1トンのうち889.6トンについては、平成27年度に引き続き、改装用及び洋菓子店等で直接利用できる形状での輸入とした。（表8、表10）

⑤指定乳製品等の輸入（一般輸入）

平成27年度の機構以外の者に係る指定乳製品等の輸入（一般輸入）については、買入・売戻件数は963件で、その数量は1,256.4トンとなった。全体としては前年度の853件、1,852トンから減少した。品目別に見ると、脱脂粉乳（平成26年度1,379トン・27年度664トン）は減少した一方、バター・バターオイル（平成26年度307トン・27年度388トン）が前年度比で増加した。（表15）

表8 指定乳製品等の輸入入札状況

(単位：トン)

項目	入札年月日	品目	輸入入札数量	落札数量	備考
平成27年度 カレントアクセス分	平成27年 2月3日	脱脂粉乳	4,000トン	4,000トン	一般方式
	2月10日	脱脂粉乳	3,000トン	3,000トン	SBS方式
	2月24日	脱脂粉乳	3,000トン	3,000トン	SBS方式
	計	—	—	10,000トン	
平成27年度 追加輸入分	6月4日	脱脂粉乳	5,000トン	5,000トン	一般方式
	計	—	—	5,000トン	
平成28年度 カレントアクセス分	平成28年 2月18日	脱脂粉乳	2,000トン	2,000トン	一般方式
	計	—	—	2,000トン	
平成27年度 カレントアクセス分	平成27年 2月5日	バター	1,120トン	1,120トン	一般方式 (バラ)
	2月17日	バター	1,680トン	1,680トン	SBS方式 (バラ、小物)
	計	—	—	2,800トン	
平成27年度 追加輸入分	6月9日	バター	4,400トン	4,400トン	一般方式 (バラ)
	6月11日	バター	2,000トン	2,000トン	SBS方式 (改装用、小物)
	6月16日	バター	1,800トン	1,800トン	SBS方式 (バラ)
	6月25日	バター	1,800トン	1,800トン	SBS方式 (バラ)
	計	—	—	10,000トン	
平成28年度 カレントアクセス分	平成28年 2月9日	バター	2,000トン	1,686トン	一般方式 (バラ)
	2月23日	バター	2,500トン	889.6トン	SBS方式 (改装用、小物)
	2月25日	バター	4,424.4トン	3,422.5トン	SBS方式 (バラ)
	計	—	—	5,998.1トン	

表9 指定乳製品の売渡入札状況（一般方式）

（単位：トン）

入札年月日	品目	売渡入札数量	落札数量	備考
平成27年 6月18日	脱脂粉乳	1,820.150トン	1,780.600トン	平成27年度 カレントアクセス分 うち396.5トンは平成26年追加分
7月16日	脱脂粉乳	1,501.850トン	1,412.425トン	平成27年度 カレントアクセス分
8月6日	脱脂粉乳	869.275トン	794.900トン	同上
9月15日	脱脂粉乳	258.300トン	258.300トン	同上
11月19日	脱脂粉乳	98.700トン	98.700トン	同上
平成28年 3月31日	脱脂粉乳	4,940.900トン	4,292.950トン	平成27年度 追加輸入分
計	—	—	8,637.4トン	—
平成27年 7月14日	バター	1,115.325トン	1,115.325トン	平成27年度 カレントアクセス分
10月14日	バター	2,637.900トン	2,314.150トン	平成27年度 追加輸入分
11月12日	バター	2,067.025トン	2,067.025トン	同上
計	—	—	5,496.500トン	

表10 ホエイ及び調製ホエイ（SBS方式）の売買状況

（単位：トン）

入札年月日	入札数量	落札数量	備考
平成27年 2月19日	2,500トン	2,500トン	平成27年度 カレントアクセス分
6月30日	2,000トン	2,000トン	同上
計	—	4,500トン	

表11 デイリースプレッド（SBS方式）の売買状況

（単位：トン）

入札年月日	入札数量	落札数量	備考
平成27年 6月23日	330トン	330トン	平成27年度 カレントアクセス分
計	—	330トン	

表12 バターオイル（S B S方式）の売買状況

（単位：トン）

入札年月日	入札数量	落札数量	備考
平成27年 6月23日	200トン	200トン	平成27年度 カレントアクセス分
計	—	200トン	

表13 一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ・売戻し実績（平成27年度）

（単位：トン、千円）

項目	件数	数量	買入金額	売戻金額
脱脂粉乳	121	664.2	255,094	434,837
全粉乳	98	85.0	235,079	276,141
その他粉乳	13	6.3	13,132	17,881
れん乳	19	5.2	7,368	8,558
バターミルクパウダー	9	16.4	6,359	13,953
ホエイ・調製ホエイ	106	91.6	162,502	192,426
バター・バターオイル	597	387.7	480,795	767,640
計	963	1,256.3	1,160,330	1,711,436

3 指定食肉の価格動向と機構の業務

(1) 牛肉

平成 27 年度の東京及び大阪市場における牛枝肉卸売価格は、生産量がおおむね前年度を下回って推移したことから、去勢和牛、交雑種及び乳用種去勢のいずれも前年度を上回った。こうしたことから 27 年度の牛枝肉省令価格（去勢牛肉「B-3」及び「B-2」）は、すべての月で安定基準価格（865 円/kg）を上回って推移し、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表 14）

表14 牛枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令価格（去勢牛肉「B-3」及び「B-2」）	
	東京・大阪加重平均	
	価格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成22年度	1,122	108.5
平成23年度	889	79.2
平成24年度	1,039	116.9
平成25年度	1,185	114.1
平成26年度	1,299	109.6
平成27年度	1,644	126.6
平成27年 4月	1,606	132.8
5月	1,652	138.7
6月	1,597	137.7
7月	1,620	140.3
8月	1,620	135.7
9月	1,630	132.7
10月	1,697	128.6
11月	1,720	123.3
12月	1,750	127.9
平成28年 1月	1,646	116.4
2月	1,568	104.3
3月	1,597	104.2

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

(2) 豚肉

平成 27 年度の東京及び大阪市場における豚枝肉省令規格（「上」以上）の平均卸売価格は、26 年度が前年度の猛暑の影響等により出荷頭数が減少し、価格が高騰したことから、その反動により低水準で推移したものの、すべての月で安定基準価格（440 円/kg）を上回った。こうしたことから、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表 15）

表15 豚枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令規格	
	東京・大阪加重平均	
	価 格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成22年度	474	110.0
平成23年度	455	96.0
平成24年度	440	96.7
平成25年度	499	113.4
平成26年度	593	118.8
平成27年度	540	91.1
平成27年 4月	586	99.3
5月	534	86.8
6月	592	89.0
7月	650	108.9
8月	642	113.8
9月	518	93.7
10月	471	88.7
11月	486	82.2
12月	547	83.0
平成28年 1月	465	87.9
2月	526	83.5
3月	492	85.4

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

4 鶏卵の価格動向と機構の業務

平成27年度の鶏卵の平均卸売価格（全農東京、M規格）は、年度を通じて高水準で推移したことから、年度平均では前年度より5.1%上昇したことから、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表16）

表16 鶏卵価格の推移（東京、M規格）

月	卸売価格				鶏卵価格安定制度の発動状況			
	平成26年度		平成27年度		平成26年度		平成27年度	
	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)
4月	223	129.7	227	101.8	215.31	0	217.86	0
5月	204	124.4	230	112.7	197.06	0	222.47	0
6月	199	128.4	223	112.1	191.32	0	215.46	0
7月	190	121.0	213	112.1	184.68	2.088	208.23	0
8月	192	109.7	219	114.1	187.31	0	219.89	0
9月	231	109.5	247	106.9	226.16	0	242.48	0
10月	240	109.1	250	104.2	232.20	0	247.84	0
11月	242	93.1	252	104.1	232.65	0	247.81	0
12月	248	88.6	255	102.8	240.28	0	247.67	0
1月	192	85.7	182	94.8	183.77	2.907	173.55	13.005
2月	209	87.1	209	100.0	201.38	0	203.61	0
3月	219	95.2	215	98.2	209.94	0	210.36	0
平均	216	104.1	227	105.1	—	—	—	—
補填基準価格	—	—	—	—	187	—	188	—

資料：全農「畜産販売部情報」

注：卸売価格は消費税を含まない。